

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年7月28日

益田市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		二条地区	無	7 ~ 11	(農)横尾衛門
		○		真砂地区	無	7 ~ 11	みどりクラブ
		○		国営開発地区	無	7 ~ 11	高津川百姓練磨の会
		○		都茂地区	無	7 ~ 11	小田又地域保全会
		○		美都地区	無	7 ~ 11	美都有機稲作研究会